

福井県なりわい再建支援補助金に関する 財産処分について

令和6年4月
福井県

Q1 財産処分の制限とは

Q2 財産処分の制限の目的

Q3 財産処分にあたる行為

Q4 「処分制限期間」はどのくらいの期間か

Q5 財産処分承認申請が不要な場合

Q6 財産処分の承認を受ける手続の流れ

Q7 補助金返納額（売却）

Q8 補助金返納額（売却以外）

Q9 補助金返納が不要な場合

Q10 担保の設定

Q1 財産処分の制限とは

- なりわい補助金をはじめとした補助金で取得又は効用の増加（以下、「取得等」）した財産は、一定の期間、補助目的（補助金を申請したときの用途）のとおり 使用しなくてはなりません。

➤この制限を「財産処分の制限」といいます。

➤財産処分の制限がかかる期間を「処分制限期間」といいます。

- 財産処分制限期間内に、補助事業で整備した施設・設備を、

・取り壊し	・廃棄	・転用
・貸し付け	・譲渡	・交換
・担保に供する処分		

といった処分を行う場合には、

事前に知事に申請し、「財産処分の承認」を受けてから行わなくてはなりません

Q2 財産処分の制限の目的

- 補助金の財源は、税金による貴重な財源でまかなわれています。このため、補助事業で整備した施設・設備は、補助の目的に従い大切に使用していただく必要があり、処分に制限がかかります。

補助金適正化法（昭和30年法律第179号）

（関係者の責務）

第3条第1項

各省各庁の長は、その所掌の補助金等に係る予算の執行に当つては、補助金等が国民から徴収された税金その他の貴重な財源でまかなわれるものであることに特に留意し、補助金等が法令及び予算で定めるところに従つて公正かつ効率的に使用されるように努めなければならない。

第2項

補助事業者等及び間接補助事業者等は、補助金等が国民から徴収された税金その他の貴重な財源でまかなわれるものであることに留意し、法令の定及び補助金等の交付の目的又は間接補助金等の交付若しくは融通の目的に従つて誠実に補助事業等又は間接補助事業等を行うように努めなければならない

Q3 財産処分にあたる行為

- 財産処分の制限が課せられている施設・設備（「処分制限財産」といいます）に対する下記の行為が財産処分にあたります。

処分制限期間内にこれらの行為をする場合、事前に財産処分の承認を受ける必要があります。

- | | |
|------------|------------------------------|
| ① 取り壊し | …「施設」の使用を止め、取り壊すこと |
| ② 廃棄 | …「設備」の使用を止め、廃棄処分すること |
| ③ 転用 | …所有者の変更を伴わない目的外使用 |
| ④ 貸付け | …所有者の変更を伴わない使用者の変更（有償・無償問わず） |
| ⑤ 譲渡 | …所有者の変更（有償・無償問わず） |
| ⑥ 交換 | …処分制限財産と他人の所有する他の財産との交換 |
| ⑦ 担保に供すること | |

※ 財産処分をする場合は、原則、補助金相当分の返納が必要となります。

Q4 「処分制限期間」はどのくらいの期間か

- 「処分制限期間」内に財産処分をする場合、事前に財産処分 の承認を受ける必要があります。
- 処分制限期間は、国（経済産業省）の告示で定めており、経済産業省のホームページに掲載されています。
- なお、修繕の場合であっても、補助事業における修繕が完了した日（検収年月日）を起点として、それぞれ定められている財産ごとの処分制限期間となります。

経済産業省HP 補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産に関する通達等

<https://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/org_daijin_kaikei2.html>



処分制限期間の一例

施設（主なもの）

○鉄筋コンクリート造

事務所50年、店舗39年、工場24年

○金属造（骨格材4mm超）

事務所38年、店舗34年、工場・倉庫20年

○木造

事務所24年、店舗22年

など

機械・装置（主なもの）

食料品製造業用設備 10年

金属製品製造業用設備 10年

道路貨物運送業用設備 12年 など

車両及び運搬具（主なもの）

貨物自動車（ダンプ除く） 5年

など

※実際に財産処分する場合は、なりわい再建支援補助金の担当にご確認ください

Q5 財産処分承認申請が不要な場合

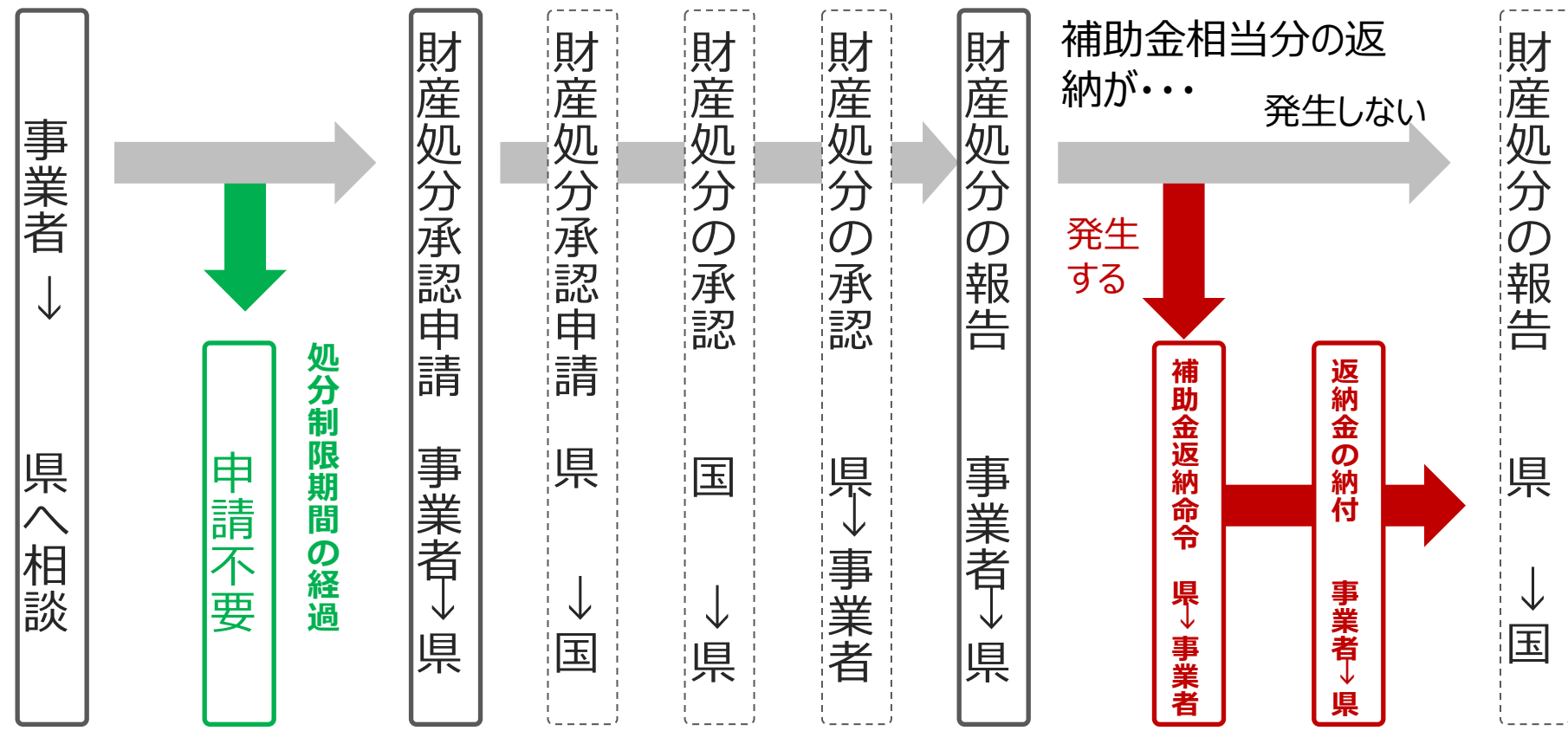
以下の2つの場合、財産処分承認申請の手続きは必要ありません

- **処分制限期間を過ぎた場合**
- **補助金相当分の返納がなされている場合**

【注意】

財産処分の承認手続きが不要な場合でも、処分したことを記録や書類は保管いただくようお願いします。

Q6 財産処分の承認を受ける手続の流れ



Q7 補助金返納額（売却）

Ex) 補助金で整備したトラックが不要となったので**売却**したい

- 売却（**有償譲渡**）した場合は、補助金額を上限として、

〔 売価×補助率 〕 を返納していただくことになります

- 売価が**残存簿価相当額より低く**、その理由を合理的に説明できないときは、

〔 残存簿価相当額×補助率 〕 を返納していただくことになります

<計算例>

事業費500万円（補助率3/4 = 補助金額375万円）にて購入したトラックを

- ・**90万円**で売却
 - ・売却時点での残存簿価相当額は**100万円**
- ⇒返納額 **90万円**×3/4 = 67万5千円

売価が残存簿価相当額より低いことについて、合理的なものである場合は売価に基づき算定

残存簿価相当額とは？

財産処分時点での簿価額に相当する額。取得財産等管理台帳、固定資産台帳の償却方法及び耐用年数に基づいて県で計算。

県へ処分する財産の固定資産台帳を提出していただき、残存簿価相当額を計算します。

Q8 補助金返納額（売却以外）

Ex) 補助金で倉庫を復旧したが、不要となったので**取り壊したい**

- ・ 売却（有償譲渡）以外の

取り壊し、廃棄、転用、無償貸付、無償譲渡及び交換の場合は、

〔 残存簿価相当額×補助率 〕 を返納していただくことになります。

有償貸付の場合は？

なりわい補助金は資産の形成のためではなく、被災中小企業等の事業を復旧していただくための補助金であり、被災した店子から別の者へ賃貸する場合や、自社の事業を廃止し他者に賃貸することは、原則として目的外使用（転用）となり、上述のとおり補助金相当分の返納が必要となります。

Q9 補助金返納が**不要**な場合

Ex) 個人事業として食堂を営んでいたが高齢になったので、息子に引き継いで引退したい。
食堂の営業はそのまま続けるが、この場合でも、補助金返納が必要なのか

以下の場合、財産処分の**承認手続は必要**ですが、**補助金返納が不要となる場合があります**

1. 公共工事による取り壊しで、相当の補償を得て、**従前の施設の「代替施設」を整備する場合**
2. 老朽化により**代替施設を整備する場合の取り壊し等**
3. 事業を第三者に引き継ぐ場合（いわゆる「**事業承継**」）
4. 個人事業を相続した**相続人が引き続き事業を行う場合**

必ず県に相談してから手続をしてください。

また、手続に時間を要する場合があります。また、3、4の場合には、事業を引き継いだ者が**引き続き財産処分の制限を受けることとなります**。

Q10 担保の設定

**Ex) 補助事業における自己負担分について貸付を受けたい。
貸付元から、工場に抵当権の設定を求められた。
財産処分承認の手続は必要か**

「担保の設定」にあたっては、事前に財産処分の承認を受けることが必要です。

**本ケースにおいて、担保の設定が認められるのは、融資額が、
施設に抵当権を設定するときは → 施設の復旧費用に係る自己負担分
の範囲内であることが原則です。**

**※なお、担保の設定を承認する際には、担保権が実行された場合に、補助金額を上限として、
担保権が実行された処分制限財産の売却額×補助率
(売却額に合理性がない場合は、残存簿価相当額×補助率)
を返納していただくことを条件に承認することになります。**

※なお、根抵当権の設定は、原則認められません。

なりわい補助金に関する財産処分の窓口

各事業者様には、財産処分の担当者が割り振られております。下記の窓口（補助金の支給を担当した課室）に電話していただければ、担当者におつなぎいたします。

福井県庁 産業労働部部 経営改革課

0776-20-0367